

令和5年度 第7回総合計画等推進市民委員会 議事録

日 時 令和5年9月19日(火) 14時00分～16時00分
場 所 八戸市庁本館地下 研修室
出席委員 堤 静子 委員長、宮腰 直幸 副委員長、柴田 紀志 委員、高森 えりか 委員、
立花 悟 委員、鶴 直人 委員、田頭 順子 委員、中村 一明 委員、峯 敬子 委員
事務局 安原 総合政策部次長兼政策推進課長、小田参事、磯谷主査、山部技査

【1. 開会】

○司会

本日は、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから「令和5年度 第7回八戸市総合計画等推進市民委員会」を開催いたします。本日の会議でございますが、委員10名中1名、倉田委員が欠席の御報告いただいております。鶴委員の方はまだ入室されておりませんが、9名に御出席いただいております。「八戸市総合計画等推進市民委員会規則」第5条第2項により、会議が成立することを報告いたします。

【2. 資料の確認及び委員長挨拶】

○司会

それでは、資料の確認をしていただいて、本日の議事に入りたいと存じます。本日の会議資料は、事前にお送りしました

- ・次第
- ・出席者名簿
- ・席図
- ・資料1「第7次八戸市総合計画 令和5年度意見書(案)」
- ・資料2「市長任期2年目政策公約評価書(案)」

でございます。お手元に配付しております灰色のファイルの中に、参考資料1として「意見集約表」と「第7次八戸市総合計画」の冊子等を御用意しております。過不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。よろしいでしょうか。それでは、開会にあたりまして、堤委員長から御挨拶をお願いします。

○堤委員長

改めまして、こんにちは。本日も大変お疲れさまです。今日は、意見書と公約評価(案)の取りまとめということで審議に入ることとなります。また本日も活発な御審議のほど、皆様どうぞ御協力いただき進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございます。ここから議事に入りますので、進行の方は堤委員長によりしくお願いいたします。

【3. 審議案件：(1) 令和5年度第7次八戸市総合計画意見書の取りまとめについて】

○堤委員長

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。本日は午後4時頃の終了を予定しておりますので、御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、途中で10分間の休憩をはさむ予定にしています。それでは、審議に入りたいと思っております。本日の審議案件は

(1) 令和5年度第7次八戸市総合計画意見書の取りまとめについて

(2) 市長任期2年目政策公約評価書の取りまとめについて

の2件となっています。まず、令和5年度第7次八戸市総合計画意見書の取りまとめの審議を行いたいと思います。事務局の説明に基づき、意見書(案)の内容を確認していきたいと思いますが、意見書の記載内容の修正についてはこの場で協議して決めていきたいと思いますので、御発言の際には、意見書をどのように修正するかを具体的に御提案いただきますよう、よろしく願いいたします。それでは、意見書(案)の内容について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

意見書部分の事務局説明を担当します、山部です。よろしくお願いいたします。資料1の方を御覧ください。「第7次八戸市総合計画 令和5年度意見書(案)」ということで表紙が付いております。1ページめくっていただきますと目次がございます、「I はじめに」、「II 6つの政策に対する評価及び意見の概要」、その後「III 個別の施策に対する意見」ということで政策ごとにまとめてございます。また、参考資料として、「第7次総合計画の政策体系」、「令和5年市民アンケート調査結果(抜粋)」、「八戸市総合計画等推進市民委員会 委員名簿」、「審議経過」ということで付けてございます。

では、1ページの「I はじめに」を御覧ください。こちら、上の方から総合計画にも記載しております、市が迎えている状況であったりとかこれから対応が必要な件について、簡潔に文章でまとめているところでございます。

鶴委員、大丈夫でしょうか。よろしくお願いいたします。

○堤委員長

よろしくお願いいたします。

○事務局

1ページ一番下の段落ですね、「本委員会では、第7次八戸市総合計画の着実な推進を図るため、展開する全616事業の実施状況、施策ごとに設定された進行管理指標や市民アンケート調査の結果をもとに、6つの政策に位置付けられた55施策の進捗状況の評価した」ということで記載してございます。「また、今後重点的に取り組むべき事項を審議し、本意見書に取りまとめた」ということで結ばせていただいております。

1ページおめくりいただきまして、2ページ。「6つの政策に対する評価及び意見の概要」ということで、全体の概要をまとめてございます。冒頭から、「市が提示した6政策55施策に対する自己評価(a～d)について、市民アンケートの集計結果、進行管理指標の動向、各個別事業の進捗状況等を基に本委員会で審議した結果、すべての項目について、市の自己評価が妥当であると判断した」ところです。各政策の評価及び総括意見は記載のとおり。各施策の評価根拠としたデータに関しましては、これまで第2～4回まで御審議いただいた際に、資料として御覧いただいた「施策シート」をホームページに公表いたしまして、基本的にはそちらの方を御参照いただくということで、本意見書からは割愛させていただいております。

政策1から個別の政策に関するそれぞれの意見書の概要を記載しておりますが、基本的には施策の方向性を列記した上で、計画通り進んでいる項目が何項目。また、「概ね順調に進んでいるが、改善の余地がある」した項目について特に項目出しをして、こちらの方に記載をさせていただきました。また、どういった経緯でc評価となったかどうかについても、こちらの方で記載をしております。政策ごとに、意見として出た項目の概要と件数というものをまとめているような内容となっております。政策1～6については、そういった内容で概要等まとめておりましたので、後ほど御覧ください。

4 ページから「施策ごとの評価一覧」ということで、全ての施策の市の自己評価を記載しております。一応、こちらの方は全て「妥当である」と御判断いただいということ、6 ページまでそれぞれの項目の評価を並べておまして、6 ページの一番下に、参考として「評価分布」をまとめてございます。55 施策中 45 施策で「b 順調に進んでいる」という評価をいただきました。また、政策 3 の方でありました「a」という評価が 1 件、また他の項目でございました「c」という評価が、合計 9 項目ございましたということ、こちらの方にまとめて御紹介をしております。

続きまして、7 ページの「個別の施策に対する意見」ということで、政策ごとにまとめてございます。こちらを御覧いただくにあたりまして、灰色のファイルの方に付けております「意見集約表」を平行して御覧いただいてもよろしいでしょうか。横書きになっておりましたけれども、政策 1～6 まで、政策ごとに第何回会議で、どの委員から御発言いただいた意見もしくは質問というところで、簡潔にまとめた資料になっております。こちらの右端に「反映先」と記載しておりますが、何ページの何番目の意見にこちらの意見を反映させていただいたかもまとめておりましたので、基本的には一覧表を見ながら個別意見の方を御覧いただいて、特に発言いただいたタイミングとニュアンスがずれている部分であったりとか、さらに追加した方がいいよというものがあれば、このタイミングでお知らせいただければいいのかなと思っておりました。よろしいでしょうか。

では、政策 1 から入ってまいりたいと思います。【政策 1 「ひと」を育む】、「1. 結婚支援の充実」ということで、2 つの意見を記載しております。「1. 若者流出が問題になる中で、結婚支援イベント等に関する情報発信に関する工夫や、利用者が安心して参加できる工夫が必要である」ということで、それぞれ第 2 回・第 4 回にいただいた意見を反映させていただきました。また、「2. 結婚支援施策の中でも AI が活用され始めている点は非常に良い点である」ということで御発言いただいておりますので、その部分盛らせていただいた上で、「AI マッチング自体への不安感を感じる利用者も一定程度存在する」ということで、そのあたりをしっかりと周知してほしいということで、意見として取り上げさせていただきます。

すみません、進め方をお知らせするのを忘れてました。施策ごとに意見をこちらの方からお知らせをして、意見に対して何か修正点があれば、その都度御発言をいただくような形ですすめたいと思っておりました。

今の「1. 結婚支援の充実」の 2 つの意見に対しまして、また他の意見があればその点についてお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。特に、御発言いただいた委員の方で、意図と違うなどがあれば修正いたしますのでお知らせください。よろしいですか。では、次に進めてまいります。

2 番については御意見ございませんでしたので、「3. 就学前教育の充実」ということで、1 つ意見をいただいております。「3. 就学前教育または小・中学校教育の段階で特別支援教育の必要性を把握できる環境づくりが求められていることから、早期に受診できる検査の充実等を図るとともに、発見のきっかけとなる症状等を保護者に伝える機会を増やすなど、個人に合わせた教育を受けるために必要な取組を模索する必要がある」ということで、主に第 4 回の会議で発言いただいた内容を中心に盛っております。こちらについて何かいかがでしょうか。よろしいでしょうか。このような感じでどんどん進めていきます。

「4. 小・中学校教育の充実」になります。こちらは 1 つ意見しております。「4. 本人や家族が障がいの有無を把握しないまま進級してしまう事例が増えている中で、実態として特別支援に対応できる教員が足りていない状況であることから、教育現場の現状を鑑みた人員配置を検討する必要がある」ということで記載をさせていただきました。こちらについてはいかがでしょうか。こういう趣旨でよろしいですか。

○委員一同

異議なし。

○事務局

他の委員の皆様もよろしいでしょうか。では、次に進めてまいります。

「5. 高等学校教育・高等教育の充実」ということで、3つ意見を付させていただきました。1つ目が、「5. 高校生・大学生のうちに郷土愛を育む教育として実施される「八戸地域学」は、非常に期待できる取組である。今後の展望として、地域を盛り上げるために活動しているまちづくり活動団体等が講師となり、リアルな体験を学生に伝えることで、若者の活性化につながるとともに、地域全体での機運醸成にも寄与すると考える」ということで記載させていただきました。次のページまいりまして、「6. 18歳から選挙権が与えられるようになったが、当市の若年層の投票率は未だ低い状況であることから、県だけではなく市においても、高校生に対する主権者教育に主体的に取り組む必要がある。若者の政治参加を促すために、政治への興味関心を醸成する教育の在り方について検討が必要である。大学を投票所として開放し、大学生の投票率向上を図っている事例があることから、当市においても、投票率向上に向け、各私立大学等へ投票所を設置することも検討すべきである」ということで、主権者教育の項目についてはこちらの「高等学校教育・高等教育の充実」というところで拾わせていただいております。こちらについてはいかがでしょうか。

○OA 委員

6のところなんですけど、市の方ではきちんと取組はしています、選管の方で。でも、高校になると県の管轄になるからなかなかできないというニュアンスなので、もしできれば、ということなので、ちょっと私の意見とこっちだと、市がやっていないような感じだったものですから。市は、市なりの選挙管理委員の方が一生懸命やってらっしゃるんですけど、ただ、高校もやればいいなと思うんですけど、なかなか市は、県の方が主だからと入り込めない、なんていうんですかっていうのがあって、ですから、ここのところがちょっと私の意見もそうですけど、市は一生懸命やっているけれどってところの、ちょっと変えていただいて。

○事務局

ニュアンスの修正ですね。

○OA 委員

でも、高校は本当に大事で、もっと取り組んでいきたいところなんですけど、八戸市としても。でも、管轄が違うということでなかなか踏み込めないという現状があるようなので、もしそれが、株がちょっと緩くなると、市の方も高校に行って、もっとより選挙間近な人にできるのかなという感じですけど。いいでしょうか。

○事務局

はい。今いただいた御意見ですね、休憩時間の中で事務局の方で文章の修正案を考えさせていただいて、休憩後に改めておさらいという形で修正案をお示しいたします。その際、さすがにプリントアウトは間に合いませんので、口頭で修正案の方をお知らせして、そのあと事務局で揉んだものを改めて御提示するという形になるかと思っておりますので、今の「市は市でやっているけども、高校生に対して殊更に」ということで、少しニュアンスの方を調整させていただきます。

○OA 委員

「やりたいんだけどもやれない」という文章をこういう感じで。県が管轄だから、主導は握れ

ないのかなってというイメージですからね。

○事務局

ちょっと、その絶妙なニュアンスを捉えられるように頑張りたいと思います。権限の範囲に及んでしまうと、なかなか総合計画の意見の中で捉えづらい可能性も出てくるので、事務局の方で一度作文させていただきます。もしかしたら今日御提示できなくて、後ほどメールの方で確認作業させていただくかもしれませんが、御了承ください。他には、いかがでしょうか。

○OB 委員

7なんですけれども、「大学を投票所として開放し」っていうのはいいんですけども、現実的には期日前投票所を多くした方がいいということ。

○事務局

大学以外にも。

○OB 委員

いや、青森市では大学でやっている事例がありますので。

○堤委員長

期日前ですよ。

○OB 委員

そうですね。これ、投票所が大学ってなるとちょっと難しいと思うので。たぶん、選管の方からも許可が下りないのかなと。

○堤委員長

そうでしたね。投票所だと地区ですものね。

○OB 委員

ここ、期日前投票でいいと思うんですけど。

○事務局

「大学を期日前投票所として開放し」ということで修正してよろしいでしょうか。

○OB 委員

そうですね、はい。

○事務局

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、政策2の方に入ってまいります。

9ページを御覧ください。「I 経済的な価値を生み出す」の「1.」の方は何も御意見ございませんでしたので、「2. 畜産業の振興」ということで、「8. 鳥インフルエンザによる大量殺処分が市内で発生した場合に備え、日常的な管理から、有事の際の事業者支援まで、適切な準備をしておく必要がある」ということで、第2回の会議で御発言いただいた内容を踏まえて、意見の方に付させていただいておりました。こちらに関してはいかがでしょうか。ニュアンスはよろしいでしょうか。

それでは次に進んでまいります。「3. 水産業の振興」ということで、1つ意見を付けておりま

す。「9. 水産資源の枯渇が全国的な問題になり、当市の水産業界も大きく影響を受けている中で、水産アカデミーへの期待は大きいことから、適時適切な目標を定め、つくり育てる漁業の確立に向けた検討を着実に進める必要がある」ということで、意見を付させていただいております。こちら第2回の会議で御発言をいただいたものでございました。当日の発言内容より若干踏み込んだ内容にしておりましてけれども、当日の雰囲気を見ながらということでしたので、ここで何か修正があれば反映させていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

OA 委員

9のとこなんだけど、「着実に」というより「早急に」の方がいいかなと思っていました。早めていかないと、研究だけでは全然どうかなと思ったので。すみません。

○事務局

では、下から2行目の「着実に」を「早急に」に修正させていただきます。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「Ⅱ 販路・消費を拡大する」、「1. 商業の振興」ということで、2つ意見付させていただいております。1つ目が、「10. キャッシュレス決済について、市内店舗等への一層の普及に向けた、より利用しやすい環境整備に資する取組を検討する必要がある」ということで、これも第2回に御発言いただいた内容を踏まえて記載させていただいております。もう1件、「11. 中心市街地以外の地域においても、地域住民にとって必要不可欠な商業機能の維持・発展に寄与する施策の検討が必要である」ということで付させていただきました。こちら第2回の会議の中での発言を引用させていただいております。それぞれいかがでしょうか。第2回の会議の中では、指標であったり目指す姿に言及する施策に関しての部分で御質問いただいた部分だったかと思うのですが、こういった形で意見の方に反映させていただいております。よろしいでしょうか。

それでは、次に進みます。「Ⅲ 働く場と働きやすい環境をつくる」ということで、1～3は御意見ございませんでしたので、「4. 雇用・就業の促進」について3つ意見付させていただいております。1つ目が、「12. 国の動きの中で、70歳までの雇用が企業側の努力義務となる中、やりたい仕事を70歳まで続けるのは体力的に困難な場合もあるため、働きたいのに働けない高齢者が増える可能性がある。一朝一夕で解決する問題ではないため、早期に民間事業者との情報交換を行い、60歳以上の方が就ける仕事を確保していく必要がある」ということでまとめております。2つ目として、「13. さまざまなハラスメントが社会問題化する中、就職する若者自身が自らを守れるようにするため、ワークルール*を学ぶ機会を提供する必要がある」、3つ目として「14. コロナ禍においてテレワークが普及し、UIJ ターン希望者の増加が期待できることから、一層の支援を展開するとともに、希望者に必要な情報が届くような工夫を検討する必要がある」ということで、3つ意見を付しております。2つ目のワークルールに関しは米印で簡単に、10ページの下の方に補足情報を載せておりました。こちらの内容も含めて何か修正があれば御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

OB 委員

いいです。

○事務局

よろしいですか。こちらは、いずれも第4回の会議の中で御発言いただいた部分かなと思っておりました。では、よろしければ次に進ませていただきます。

10ページの方に、「5. 労働環境の充実」ということで、1つ意見を付しております。「15. 青森県で実施している「働き方改革推進認定企業」について、市内企業の母数に対して、認定企業

が伸びていないことから、県と連携し、民間企業における働き方改革が一層推進されるような取組の検討が必要である」ということで、指標に関して第2回の会議で御質問いただいた中で、産業労政課の方から、母数としておおよその企業数をお知らせはしてはいたんですが、ちょっと全体母数に対して認定企業が少ないという印象の御発言いただいておりますので、そのあたり意見にさせていただいております。いかがでしょうか。

OB 委員

いいと思います。

○事務局

よろしいでしょうか。では、次に移ってまいります。

11 ページ、【政策3「暮らし」を守る】、「I 環境を守る」、「1. 衛生的な生活環境の保全」ということで、1項目意見付けております。「16. 環境問題が世界的に注目されている中で、小学生を対象に市が実施している環境学習会について、中学生や高校生等も対象に含めるなど、より広範な意識啓発に向けた取組が必要である」ということでまとめておりました。こちらは第3回に御発言いただいた部分になるかと思いますが、いかがでしょうか。それでは次に進んでまいります。

「3. グリーン・循環型社会の構築」ということで、2つ意見を付けてございました。1つ目が、「17. 総合計画においても、SDGs（持続可能な開発目標）がまちづくりの視点として取り上げられている中で、小中学生がリサイクルについて、より深く学ぶ機会を提供するとともに、親世代に対しても、子供と一緒に環境やリサイクルについて学ぶ機会を創出する必要がある」ということで、第3回の会議で御発言いただいた内容を少し反映しております。もう1件、「18. プラスチックごみの分別回収実証事業の結果を踏まえ、市内全域での適切なプラごみの分別・再商品化に向けた体制の構築と、すべての市民に対する分別への理解促進を図る必要がある」ということで、意見を付させていただいております。2つ目の意見については、若干専門的な「再商品化」という表現が入っていますが、今、プラスチック関係の新しい法律で使われている用語になっていましたので、こちらを使用させていただきました。基本的には、リサイクルをしっかりとできるような理解醸成というところに配慮してほしいという御意見を反映したものになります。いかがでしょうか。

続きまして、「II 安全安心を守る」、「1. 地域防災の充実」ということで、4項目意見を付けております。次のページまで及んでおりますが、1つ目が、「19. 一人暮らしの高齢者など、非常時に何をすべきかを理解できていないという声もあるため、市民それぞれが必要な情報を把握できるよう、地区の防災訓練の一層の充実を図る必要がある」ということで、1つ目の意見を付けております。2つ目として、「20. 市の組織内では「災害時初動体制マニュアル」が整備されているということだが、適切に内容を共有し、非常時においても、職員一人ひとりが主体的に行動できる体制を構築する必要がある」ということで意見を付けております。3点目が、「21. 小学生は防災副読本で防災の知識を学んでいる中で、地域の防災訓練などでは、むしろ大人の知識や危機感が不足している様子が見られるため、大人を巻き込むような防災教室等の取組が必要である」ということで付けております。4項目が、「22. 近年、短時間での大雨による災害が増えていることから、適時適切な対応を取れるような体制を整えるとともに、冠水の可能性がある道路への対策や周辺住民への周知などに注力する必要がある」ということで付けております。19～21については、第3回の委員会の方で御発言いただいた内容を反映したものになっております。4つ目の22に関しては、第4回で御発言いただいた内容で、道路の方とどちらに振るか悩んだんですけれども、道路整備の話とは少し離れている部分がございますので、地域防災の方で拾わせていただいております。いかがでしょうか。

続きまして、「2. 消防・救急体制の充実」ということで、1つ意見を付けております。「23.

消防団員の高齢化が問題となり、今後も団員の減少が想定される中、従来から実施しているポスター掲示等の周知だけでは効果が不十分であることから、若い市民に消防団の必要性を訴え、加入者の増加に資する取組が必要である」ということで意見の方をまとめております。こちらに関しては、第3回・第4回の中で様々御議論いただいた中で、こういった形で複数の意見をまとめてさせていただいた格好になっておりました。いかがでしょうか。

OB 委員

よろしいです。

○事務局

続いて、「3. 防犯対策の充実」ということで、1つ意見を付けております。「24. 地域への防犯カメラの設置が令和元年度から進んでいるとのことであり、特に小中学生の通学路については、安全安心の観点から重要であるため、今後も拡大していく必要がある」とさせていただきました。こちらの方、いかがでしょうか。

それでは、「4. 交通安全対策の充実」ということで、3項目意見を付けております。1つ目が、「25. 横断歩道の白線や標示について、交通安全の観点から重要であるため、計画的な補修・設置を進める必要がある」という意見。2点目として、「26. 自転車運転者のヘルメット着用が努力義務化されたため、市が購入者への補助を行うなど、普及に向けた取組を実施する必要がある」。3点目として、「27. 自転車などの免許不要の乗り物を運転する場合、法律を学ぶ機会が少ない一方、非免許保持者が法律を学ぶことで、双方の安全が守られる側面もあるため、非免許保持者への道路交通法研修会の開催を検討する必要がある」ということでまとめておりました。こちら、第3回・第4回で御議論いただいた中で、特に自転車の話が多かったなと思いますので、2項目に分けて掲載をしておりました。いかがでしょうか。

OB 委員

26はこの間、先日テレビで見て、青森県は下から2番目ですね。なので、いいと思います。

○事務局

実際、愛媛県の方で、かなり先進的な取組もある中で、という国内の状況になっていますので、こういったところも担当課の方できっとモニターしていくものかなと思いますので、少し踏み込んだ表現で反映させていただいております。その他、いかがでしょうか。

では、「Ⅲ 健康を守る」、「1. 健康づくりの推進」ということで、1項目意見を付けております。「28. 健康はちのへ21ポイントアプリ事業について、より広く活用されるよう周知を強化していく必要がある」ということで対応させていただきました。こちら、第3回の会議の中で御発言いただいた項目かと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

続きまして、「3. 地域医療の充実」ということで、「29. 地域医療の充実の観点から、ドクターカーやドクターヘリに関する事業は重要な要素であることから、今後も適切な維持・拡充を図っていく必要がある」ということで掲載をしております。こちらの項目に関して、唯一、a評価の項目になってはいるんですけども、特に今後もa評価を維持していくためにということで、前向きな御意見をいただいたものかなと思っておりましたので、意見書の方に反映しておりました。いかがでしょうか。

続いて、【政策4「ともに生きる社会」をつくる】に入っております。「I 支え合う地域をつくる」、「1. 地域福祉の充実」ということで、1件御意見いただいております。「30. ほのぼの交流協力員事業について、民生委員と連携することで地域の見守り活動の充実につながる良い取組であることから、市民に対する周知を強化し、より広く市民からの協力が得られるよう工夫する必要がある」ということで掲載をさせていただきました。こちらの方、いかがでしょうか。

次、「2. 護・高齢者支援の充実」ということで、3項目意見を付しております。「31. 高齢者を介護する世帯の増加が想定されることから、認知症サポーターの養成講座等により、市民が必要な知識を得る機会を創出するとともに、より多くの市民が介護に関心を持つような取組を検討する必要がある」としております。2点目として、「32. 要介護者の増加が想定される中、受け皿の増加に向けた介護関連施設の誘致と、市民からの入居相談等に対する適切な支援に取り組む必要がある」としております。3点目として、「33. 介護の現場における人材不足は大きな問題になっており、人材不足による労働環境の悪化も散見されているため、介護人材の育成に対する市の積極的な取組が必要である」ということで、3点まとめておりました。こちらの方、いかがでしょうか。

3・4は御意見ありませんでしたので、「5. コミュニティの振興」に関して、こちら1件付しております。町内会の話目を第4回でしっかり御議論いただきましたので、記載が長めになっています。「34. 町内会は防災の観点からも必要不可欠な組織だが、若い世代の加入を促進するためには、町内会の在り方や運営の仕方など、全体的な見直しが必要である。加入によるメリットを整理し、市全体で加入促進に向けた周知を図るとともに、非対面での情報のやり取りが可能になるデジタル（SNS）の導入を進めることで、加入のハードルを下げる必要がある。若者が町内会に加入することで、高齢者の情報リテラシー向上への協力等の地域貢献につながる体験も生まれ、世代間交流が広がることも期待できることから、市の主体的な取組が期待される」ということでまとめさせていただきました。こちら、いろんな要素を頑張って混ぜ込んでいましたので、足りないところがあればお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○A 委員

実際に、私、ゴミのことをお話してますが、あれって入ってなくてもその町内に捨てられるとか。でも、他の町内に捨てると、うちの町内じゃないのに捨ててるぞって言われている人いるみたいで、やっぱりゴミって大事だっていうのがあるんですが、どういう感じなんでしょう。

○事務局

ゴミの方がですね、第4回の委員会の中でも少しお話しさせていただいたんですが、廃棄物処理法上の、法令上の善い悪いという認識と、B委員から御発言いただいたんですが、ゴミ箱を管理しているという町内会、民法上の所有権に当たる部分ですね。そういった部分の認識に関して、なかなか行政の方から一概に善い悪いの判断を押し付けられる状況ではないです。あくまで、皆さん協力し合って、ぜひ町内会に加入した上でゴミ箱を活用してください、というのが我々からの誘導になっているんですが、その強制であったりとか認識の部分の押し付けというのはなかなか難しいところがありましたので、今回、記載の中からは落とさせていただいております。担当課である市民連携推進課の方にはその旨しっかり伝えてはいるんですけども、ゴミを出していい、出して悪いというところで議論してしまうと、なかなかいろんなことが立ち行かなくなってしまう部分が出てまいりますので、ちょっと意見書の中からは外そうかなと思っただけの記載になっておりました。

○A 委員

町内会長さんが、したらできますよっていうのは可能なんですか。どうなんですか。町内会長さんが誘導するなり、加入したらゴミ捨てられますよっていうのはだめなんですか。

○B 委員

だめではないと思います。

○A 委員

やっているところもあった話も聞いたことあるんですが、市としてはいいって言うでしょうかね。そういったところで、細かい部分だと言ってくる。全員じゃないでしょうからいいです。

○事務局

なかなかそこを突っ込んでお話しするのが難しい。あくまで、善し悪しは行政の方からお伝えできない部分になっていたかなと思いますので、すみません。御容赦ください。

○OA 委員

いいです。すみません。

○事務局

あとはいかがでしょうか。よろしいですか。

では次のページ、14 ページにまいりまして、「Ⅱ 社会参加しやすい環境をつくる」ということで「1. 市民活動の促進」の方には、1 件意見を付けております。「35. 市民活動サポートセンター「わいぐ」の登録団体について、以前はボランティアな活動が中心だったが、最近は合同会社や法人組織の一部としてまちづくり活動を展開する団体が増加し、「わいぐ」への登録対象外となる団体も増えており、積極的に活動している団体に対し、必要な支援が届かない実態が生じていることから、現状に応じたルールの見直しや、団体同士の横のつながりが生まれるようなプラットフォームの整備を行う必要がある」ということでまとめております。第4回の議論の中で、少しよこのつながりのお話しいただいておりましたので、プラットホームの記載も含めて意見としてまとめさせていただきましたが、いかがでしょうか。

「2. 高齢者の活躍促進」ということで、1 件付けております。「36. シニアはつらつポイント事業について、コロナ禍では展開しづらかった側面もあるものの、高齢者の活躍促進の観点からは重要な事業であることから、拡大に向けた周知等を図る必要がある」ということで記載しております。こちらの方、指標の1つになっていました「シニアはつらつポイント事業」の進捗に関して、コロナ禍でなかなか障がい者施設・高齢者施設、こういった方を受け入れるということ自体に抵抗がある実態がこれまで続いていたということ踏まえまして、コロナ禍が明けてきた中で、ぜひ活用促進をしてほしいというような意見になっておりました。いかがでしょうか。

続きまして、3 がなくて、「4. 男女共同参画の推進」ということで、「37. 女性チャレンジ講座の受講者が一層活躍し、市内における女性活躍の機会が増加するよう、市としてもさらに支援を展開していく必要がある」ということでまとめておりました。こちらの方いかがでしょうか。よろしいですか。

続きまして、「5. 多文化共生の推進」ということで、「38. 多文化共生の推進の観点から、外国人移住者に対し、パンフレット等の配布やコミュニケーション支援にとどまらず、よりきめ細かな支援について検討が必要である」ということで記載をしております。こちらの方はいかがでしょうか。何か具体例として出した方がいいとかがあればお知らせいただければ。よろしいでしょうか。では、次に進ませていただきます。

15 ページの方を御覧ください。【政策5「まち」を形づくる】、「Ⅰ 持続可能な「まち」の基盤をつくる」というところで、「1. 良好な市街地の形成」について、計6 件意見を付けておりました。1 つ目が、「39. 中心市街地の歩行空間について、高齢者や障がい者が歩きやすい歩道として再整備する必要がある」ということを記載しております。こちら、道路整備の方でも様々御意見をいただいていたんですが、この「良好な市街地の形成」の方で、全て意見としては拾わせていただきました。2 点目として、「40. 中心街ストリートデザイン事業で進められている道路の活用方法に関する実証実験について、なるべく早い段階で少しずつでも変化が見える形にしていくとともに、ウォークブル推進都市についても、強く市民への周知を図っていく必要がある」とい

うことで、周知強化の部分を中心に記載をさせていただいております。3点目として、「41. 中心街の活性化に向けた取組として、空き店舗や空き地の賃料を安くすることで、利活用が進み、賑わいの創出につながることから、所有者の認識も把握しながら、若者が活用しやすい環境を整備する必要がある。

また、三春屋跡地の利活用は中心市街地活性化において非常に重要な要素であることから、市としても積極的な意思表示を行っていく必要がある」ということでまとめております。三春屋の件、特出しで意見としていただいておりますので、空き店舗・空き地の活用の中で少し拾わせていただいております。4点目、「42. イベント等による来街者の増加は一時的なものであることから、大人数ではなくとも、恒常的に市民が足を運び、くつろげるような空間整備についても検討を進める必要がある」ということで、御意見まとめております。5点目、「43. YS アリーナ周辺の低木や街路樹など、交通の要所や観光地等の景観について、市民や観光客のイメージアップにつながるよう適切な整備を行う必要がある」ということで、本八戸駅前の街路樹であったりとか YS アリーナ周辺の歩道環境の観点で御意見いただいた部分を、このあたり少しまとめて記載をさせていただいております。最後、6点目として、「44. 魚菜小売市場のリニューアルにより、賑わいが生まれているものの、周辺の小売店は築 40 年以上の建物も散見され、耐震・防火の観点から不安があることから、周辺の建物の改修・建替えへの支援が必要である」ということで御意見いただいたものを入れております。以上、6点についていかがでしょうか。何か気になることがあれば言っていただければ。ちょっとここ、かなりポリュミーな意見交換をいただいたところでしたので、ここが反映されてないとかがあればお知らせいただければと思います。何かあれば、のちほど振り返りのタイミングでもお知らせいただいで大丈夫ですので、今は次に行かせていただきます。

16 ページに進みまして、「3. 道路・橋りょうの整備」ということで、3項目意見を付けております。1点目、「45. 道路除雪について、市民からの協力を得ながら、より効率の良い手法の模索や、除雪業者を対象とした研修の受講勸奨等の対応が必要である」ということで、除雪関係の御意見、この表現でまとめさせていただきました。2点目として、「46. 八戸西スマートインターチェンジの利活用促進について、一層の活用率向上に向けた施策の検討や周知を進める必要がある」ということで、なかなか利用者があまり見えないよという御指摘もいただいた中で、こういう意見でまとめさせていただきました。3点目として、「47. 道路防犯灯の整備について、特に通学路や小・中学校の周辺においては、安全面を加味し、より明るく、広範囲を照らせる照明を設置する必要がある」ということで、防犯灯照明に関しての御意見を付けさせていただきました。いかがでしょうか。よろしいですか。では、次に進ませていただきます。

「4. 上下水道等の整備」ということで、1点意見を付けております。「48. 下水道普及率の向上に向けて、金銭的な問題で下水道への接続できない市民に対する支援の拡充を検討する必要がある」ということで、今も利子補給とかの部分について、やっちはおりますけれども、さらにしっかり普及率を上げていくためにということで、こういう意見にまとめさせていただきました。いかがでしょうか。

続いて、「5. 公園・緑地の整備」ということでこちらも4件、ちょっと多いですが意見付けております。1件目「49. 公園利用において、子供から高齢者までたくさんの方が気持ちよく利用できるよう、利用の際のマナーを広く周知する必要がある」ということで、公園の専有化であったりマナーの部分改善していくような取組として、1件意見を付けております。2点目として、「50. こどもの国へのインクルーシブ大型遊具の導入は非常に良い取組であり、市内外に積極的に情報発信を行っていく必要がある」ということで意見をまとめております。3点目として、「51. 館鼻公園の旧八戸測候所について、将来的な活用方法を検討する必要がある」ということで、老朽化が進んではいるものの、まだ景観上問題がある状況までは至っておらず、まだ活用方法も決まっていないというところでしたので、活用方法を検討する必要がある」ということでまとめておりま

す。4点目として、「52. ペット同伴での立入りを禁止している公園が多いため、市営ドッグラン等、多様な主体が楽しめる施設の整備を検討する必要がある」ということで、第4回でいただいた意見を反映しておりました。以上4点、いかがでしょうか。

続きまして、「Ⅱ 市内外の移動手段を確保する」、「1. 地域公共交通の維持」ということで、2件意見付しております。1点目が、「53. 時間帯によって需要に幅のある路線について、既に本数の調整等で対応しているが、バス自体のサイズをコンパクトにする等、将来的な公共交通の維持に必要な取組を幅広く検討していく必要がある」としてしております。こちらの方、現実できる・できないという話であったり、実際にコストダウンにつながるかどうかというところもなかなか見えていない中ではありますが、将来的な公共交通の維持に必要な取組ということで、幅広く検討するよう求める意見としてまとめさせていただいております。2点目ですが、「54. 高校通学など、将来の路線バス生活利用者に対するバス利用促進や乗り方啓発ファイルの配布などは良い取組であり、さらなる利用促進策を掛け合わせることで、中心街歩行者の増加など他の施策への相乗効果が見込めることから、積極的な利活用促進策の検討が必要である」ということでまとめおりました。これらの意見かがでしょうか。よろしいでしょうか。

最後、18 ページになります、【政策6「八戸らしさ」を活かす】です。「Ⅰ 価値を高める」、「1. 八戸ブランドの確立」ということで、2件意見を付けております。1点目が「55. 地域資源のブランディングにおいては、品質的な基準を設けることが重要であることから、市でもブランド化に対して一定の基準を設け、価値をより高めていく必要がある」ということで記載しております。また、2点目として、「56. 商標権が獲得できた件数を確認しながら、さらなる獲得件数増加に向けた支援を検討していく必要がある」ということで、今、現状、相談件数を指標としている中で、しっかり商標権の獲得につながった実態も踏まえながらの支援を模索していく必要があるだろうというような御意見にさせていただきました。以上2点、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

その次が、「Ⅱ 魅力を広める」、「1. シティプロモーションの推進」ということで、2件意見を付けております。1点目が、「57. 広報はちのへの中で、Uターンしてきた市民の方の活動の様子やインタビューを掲載することで、外から見た八戸の魅力が市民にも伝わり、市外へも広がることが期待できることから、移住者紹介企画等の検討が必要である」ということで記載しております。また、2点目として、「58. 八戸のPRに資する取組として、ご当地キャラクターを活用した梱包資材等の開発について、検討が必要である」ということで意見を付けさせていただきました。こちらの方、広報はちのへの方は特に中身に関して、それぞれが具体的なビジョンをお持ちかとは思いますが、こういう表現でとりあえずまとめさせていただいておりますので、なにかあれば御指摘ください。いかがでしょうか。よろしいですか。

では最後ですね、「3. 国際交流の促進」ということで、2件意見付けております。「59. コロナ禍が落ち着いてきた中で、国際交流に関する取組がこれまで以上に活発に行われるよう、青少年海外派遣交流事業に力を入れていく必要がある」。こちらの方は指標の方で0件ということで、今コロナ禍が進んでいないところをしっかりと進めるようにという意見になっております。もう1点の方が、「60. ALTの活動について、国際交流協会発足時に比べ、地域との結びつきが弱まっている印象だが、学校の中で完結するのではなく、住んでいる地域の住民と交流することで、地域住民にも国際交流の輪が広がることが期待されることから、市としてもALTへの働きかけを行う必要がある」ということでまとめさせていただきました。以上2点、いかがでしょうか。

OB 委員

60 番の下から2行目、「市としてもや」ってなっている。そこだけです。

○事務局

失礼しました。その他、いかがでしょうか。

○OA 委員

人数が多くなっているわりには、というところだったんですね。最初の頃は、ALT の人って 10 人もいなかったと思うんですが、今各地ですごい倍増になっているんだけど、中には広報誌に顔を出したくない方もいて、えっと思って。顔が見えないんじゃないかっていう、そういったところも市から言っていた方が良いんじゃないかなと思ったものですから。

○事務局

分かりました。「人数が多いわりに」というのを、少し表現として加えたいと思います。そちらの方、後ほど文案の修正を考えたいと思います。その他、いかがでしょうか。以上、駆け足になりましたが、それ以降「IV 参考」として、各政策・施策の体系をいったところ。あとは、市民アンケートの抜粋として「満足度」、「認知度」のグラフ、「ポジション分析」の結果の方をまとめております。最後のページが、「委員名簿」と「審議経過」ということでまとめておりました。意見書の方は以上になりますが、全体を通して何か御意見とか他にございますでしょうか。それでは、意見書の方は以上になります。

○堤委員長

では、意見書の方は全体を通して御意見ないということで、次の審議案件の方に移ります。

【3. 審議案件：(2) 市長任期2年目政策公約評価書の取りまとめについて】

○堤委員長

市長任期2年目政策公約評価書の取りまとめについての審議を行います。事務局の説明に基づき、評価書(案)の内容を確認していきたいと思いますが、先ほどの意見書と同様、内容の修正についてはこの場で協議して決めていきたいと思いますので、御発言の際には、評価書をどのように修正するかを具体的に御提案いただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、審議については、3回に区切って行いたいと思います。まずは、評価書(案)の目次に記載しております「I 評価書の作成に当たって」という部分について審議します。次に、順番は前後しますが、「II 市長就任2年目の政策公約取組状況に関する評価」の、「44の重点施策の個別評価及び意見」という部分、最後に「総括評価」という部分を審議したいと思います。

それでは、まず、「I 評価書の作成に当たって」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局の公約を担当しております、磯谷と申します。よろしくお願いいたします。では、着座にて御説明させていただきます。

それでは、「政策公約評価書(案)」について御説明いたします。まず、詳細説明に入る前に、評価書の概要について簡単に説明します。評価書は、第5回・第6回までの委員会において、委員の皆様にご決定いただいた政策公約の評価結果や、出された御意見を事務局で整理したもので、本日、案として御提示しております。

それでは表紙を1枚おめくりいただいて、目次を御覧いただきたいと思います。まず、評価書(案)の構成は、「I 評価書の作成に当たって」、「II 市長就任2年目の政策公約取組状況に関する評価」、「III 参考」の3部構成です。「I 評価書の作成に当たって」につきましては、「I-1 はじめに」として、社会の状況、市長のメッセージや公約、本市民委員会における考え方や取組、市長就任2年目における市の取組事業数などについて記述しております。次に「I-2. 政策公約の概要」につきましては、政策公約の体系図と重点施策の全文を記載しております。次に「I-3. 評価の方法」につきましては、政策公約の評価方法について記載しています。「II 市長就

任2年目の政策公約取組状況に関する評価」につきましては、「Ⅱ－1 総括評価」として、任期2年目の政策公約の取組状況について、委員会としての総合的・定性的な評価を記載しています。次に「Ⅱ－2. 44の重点施策の個別評価及び意見」につきましては、第5回～第6回の委員会で決定した各重点施策の評価結果や委員の皆様から出された各施策に対する御意見、対応事業の名称などについて、取りまとめ、記載しています。「Ⅲ 参考」につきましては、委員名簿、審議経過を掲載しております。なお、「Ⅰ 評価書の作成に当たって」と「Ⅱ 市長就任2年目の政策公約取組状況に関する評価」につきましては、この後それぞれ御説明し、委員の皆様へ御確認頂き、御意見を伺いたいと考えております。これらの記載内容について、前回の審議結果が正しく反映されているか、委員会の意見として盛り込んで良いか、表現はそのままが良いかといった観点から、御判断をいただければと思います。

それでは、「Ⅰ 評価書の作成に当たって」について説明します。1ページを御覧ください。内容の説明の前に、ページの左側に表示している数字ですが、これは本文の各ページごとの行数を表示しているものでございます。本日の審議の中で説明箇所を確認しやすいように表示しているもので、正式な評価書では非表示といたします。

それでは、「1 はじめに」から御説明してまいります。2行目から9行目の2つの段落では、社会の状況や市長のメッセージ公約実現にあたっての市長の特徴的な方針などを記載しております。次に、10行目から16行目の2つの段落では、本委員会の取組の状況と市長任期1年目の評価内容を記載しております。続いて、17行目から22行目にかけては、2年目の市の取組事業数や委員会の所感を記載しております。本委員会内で委員の皆様から、公約実現のため、市が多様な取組をしていることが把握できたとお言葉をいただいておりますので、こちらの内容で委員会の所感を簡単に記載させていただきました。最後の23行目から26行目にかけては、本評価書の提出を通じて、市勢の発展や市民福祉の向上につながることを期待する、と結んでおります。2ページを御覧ください。こちらでは、政策公約の概要説明と政策公約の体系図、9つの施策名を記載しています。3ページをご覧ください。ここから7ページにかけては、9つの政策と44の重点施策について、その全文を記載しております。こちらについては前回の委員会でも説明しておりますので、各政策の説明は省略させていただきます。8ページをご覧ください。ここでは評価の方法について記載しています。こちら、前回までの委員会においてお示しした内容と、同じ内容を記載しております。以上で、「Ⅰ 評価書の作成に当たって」の内容についての説明を終わります。

○堤委員長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、何か御意見・御質問はございませんか。それでは、これで「Ⅰ 評価書の作成に当たって」についての審議を終わります。

続いて、「Ⅱ 市長就任1年目の政策公約取組状況に関する評価」についてです。総括評価の内容を固める前に、まずは各重点施策の個別評価について記載内容を固めた方が良いかと思っておりますので、ページは前後しますが、先に、11ページから29ページに記載の「44の重点施策の個別評価及び意見」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

続いて、「Ⅱ 市長任期2年目の政策公約取組状況に関する評価」について説明いたします。総括評価の審議に入る前に、先に個々の重点施策の評価と意見についての記載内容を審議いただきたいと思っておりますので、説明の順番は前後しますが、11ページをお開きいただき、「2. 44の重点施策の個別評価及び意見」について説明します。ここから29ページにかけては、政策1から政策9の順に、重点施策ごとに、その名称と内容、前回の委員会で決定した評価区分、評価の理由、前回委員から出された御意見、対応する事業の名称を表にしてまとめております。こちらは、第

5回～第6回の委員会における審議結果をまとめたものでございます。委員の皆様からの御意見が提出された施策について御説明いたしますので、御確認いただきたいと思っております。

それでは、委員会において出された施策への御意見について説明いたします。事前意見と当日の意見を合わせて23の御意見を頂きました。なお、皆様からの御意見を評価書へ記載するに当たり、趣旨が変わらない程度に、文章を修正しておりますので、皆様の意図に合った内容となっているか、御確認いただければと存じます。

まず、政策1について、13ページを御覧ください。政策1の重点施策1-6「市民生活へのフォロー体制の構築」ですが、「次の感染症危機に備え、流行時における市及び市民の対応を示した計画を作成する必要がある。」との御意見がありました。政策2については、御意見がございませんでした。

次に政策3となります。17ページを御覧ください。政策3の重点施策3-1「SDGsに対する市民の理解と取組の推進」及び重点施策3-2「グリーン・循環型社会の実現」ですが、「公約の実現に向け、対応事業を増やす必要がある」との御意見がありました。

次に政策4となります。19ページを御覧ください。政策4の重点施策4-4「市民のコミュニティ豊かな魅力ある街づくり」ですが、4つの御意見がありました。「①更上閣ガーデンレストラントライアル事業について、日程を定着させるとともに、美術館などの公共施設も活用し、回遊性の向上を図る必要がある。②美術館らしい使い方をする必要がある。③新しい形の美術館であるならば、より一層コンセプトの周知を行う必要があるほか、企画も独特色を出す必要がある。④中心街のまちづくりについて、より一層コンセプトの周知を行う必要がある」との意見がありました。

次に政策5となります。20ページを御覧ください。政策5の重点施策5-3「在宅医療の仕組みづくりと終末期医療体制の整備」ですが、「全身を一度に癌検査することができるPET検査に対応できる環境をつくる必要がある」との御意見がありました。

次に政策6となります。22ページを御覧ください。政策6の重点施策6-1「子どもや子育て世代にやさしい子どもファースト事業の推進」ですが、3つの御意見がありました。「①広報はちのへについて、市民参加型の広報誌にする必要がある。②児童科学館について、施設、展示品、プラネタリウムをリニューアルする必要がある。③子どもが職業体験できる事業に取り組む必要がある。」との意見がありました。次に23ページをお開きください。重点施策6-3「未来の八戸を担う子どもたちの学びを支える」ですが、2つの御意見がありました。「①GIGAスクール構想に対応した人材の確保・育成に関する取組をする必要がある。②GIGAスクール構想推進事業について、計画的にPC等のメンテナンスに対応する必要がある。」との意見がありました。

次に政策7となります。24ページを御覧ください。重点施策7-1「若者・女性の移住促進」ですが、「移住やUターンの相談者が増えているため、取組を継続する必要がある。」との御意見がありました。重点施策7-2「大学生や高校生の地元定着の促進」ですが、2つの意見に整理しました。「①地元定着の促進について、大学等に対してもパンフレットを配布する等、幅広い情報提供が必要である。②高校生による地元企業魅力発見体験事業について、より参加者を増やす取組が必要である」との意見がありました。重点施策7-3「『まちの魅力創生ネットワーク会議』の設置」ですが、「子どものうちから八戸市に対する郷土愛や理解が深まる取組をする必要がある。」との御意見がありました。

次に政策8となります。26ページを御覧ください。政策8の重点施策8-2「人に優しい街づくりの推進」ですが、3つの御意見がありました。「①無電柱化推進事業について、着実に進める必要がある。②公道で子どもが安全に自転車に乗ることができる環境を作る必要がある。③学生が自転車に乗りやすいまちづくりをする必要がある。」との御意見がありました。27ページを御覧ください。重点施策8-4「『市長との公民館サロン』の開設」ですが、「公民館サロンについて、当初予定していた全地域での開催が終了した後の開催方法について、1回目の検証結果や地域の

ニーズを踏まえて内容を検討する必要がある。」との御意見がありました。

最後、政策9となります。28 ページを御覧ください。政策9の重点施策9-3「民間企業との交流促進」ですが、「八戸市以外の企業との民間交流をする必要がある。」との御意見がありました。続いて29 ページを御覧ください。重点施策9-4「市民向けアプリ開発による市民満足度の向上と意見聴取による市政の改善」ですが、「健はちプラス、はちもについて、より一層市民に活用してもらうための周知をする必要がある。」との御意見がありました。以上が、第5回から第6回の委員会において出された施策ごとの御意見でございます。以上で、説明は終了となります。

○堤委員長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、何か御意見・御質問はございませんか。

○A 委員

10 ページのペットのことです。対応できる環境というよりも、ペットの機械の導入というか。

○事務局

直接、導入をする必要がある。

○A 委員

全文必要かどうかあれですけども、三沢市等の「市外」に行かないように、八戸市内に導入してほしいという願い。

○事務局

ペット検査の機材。

○A 委員

何て言うんですか、医療用語で。

○事務局

20 ページのA 委員の御意見ですが、前半は一緒として、「全身を一度にガン検査することができるペット検査に対応できる機材を導入する必要がある」。

○A 委員

そのものを導入してほしいなというあれです。

○事務局

わかりました。

○A 委員

市民病院から促された三沢市だから、三沢市ではなく市内でそういったものが受けられるという話なんですけど。

○事務局

「市内で」って入れた方がいいですね。

○A 委員

はい。ガン検査なのか、私もちよつと微妙なところなんですけど、腫瘍とかでもペットだと小さいのも見つけられるという。

○事務局

市民病院に確認した上で、適切な表現を記載させていただきます。

○堤委員長

他にございませんか。では、他に意見がなければ、それでは最後、9～10ページの「総括評価」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは「総括評価」について御説明しますので、9ページにお戻りください。まず、文章の構成について説明します。9ページの2行目から8行目にかけて、まずは44の重点施策について、先ほどの施策ごとの評価を踏まえ、評価区分に沿った評価結果を文章と集計表で記載しております。全体として、「達成度については、達成できているが17施策、一部達成できているが25施策、達成できていないが2施策で、達成できていないの2施策については、進捗度による評価結果は順調に進んでいる」でございました。

その次、10行目から12行目にかけては、政策1から政策9までの各政策の評価結果を記載しております。

その次、13行目から19行目にかけては、政策公約の総合的かつ定性的な総括評価として、「市長任期2年目の政策公約は一部達成できており、各政策公約とも達成に向けて取組が着実に進められている。」と記載しております。こちらについては、前回の委員会で、政策公約全体の取組状況を総合的・定性的に評価し「一部達成できている」と決定いただきましたので、その旨を記載するとともに、さらに、より市の取組状況が市民に分かりやすく伝わる表現での総括評価とする観点から、取組状況をより定性的に評価し、「政策公約は一部達成できており、公約の達成に向け着実に取組が進められている」としたものです。

10ページを御覧ください。一番上に、9つの政策及び政策公約全体について、評価結果をまとめた表を記載しています。2行目から6行目にかけては、コロナに対する取組について記載しております。7行目から10行目にかけては、大規模災害やコロナ以降の新たな感染症などから「市民の命と暮らし」を守るため、危機的状況における司令塔機能の強化策として「危機管理部」を創設したことについて記載しております。11行目から14行目にかけては、公約対象事業数を大幅に増加させた「子どもファースト事業」について記載しております。15行目から17行目にかけては、市長が目指す「対話と共感」に関する取組について記載しております。18行目から24行目にかけては、市の今後の取組に対しての意見として、①「一部達成できている」施策について、検討段階の取組が見られるものに早急に着手してほしいこと、②一部の取組事業において、内容やコンセプト等が市民に十分に浸透させるため、「八戸大型公共施設見える化シート」を活用する等、市民の理解と共感を得るための取組を一層推進していただきたいこと、③事業を進める際は取り組む事業の対象者を明確にして、バランスの取れた施策を展開してほしいこと、を記載しております。25行目から27行目にかけては、総括意見の結びとして、「任期4年目の折り返しを迎える中、任期3年目は多くの面でコロナ禍前の日常に戻ることが予想され、任期が終了する4年目での全政策公約実現に向けて取組を更に加速させていただくことを期待する」と記載しています。以上で「総括評価」についての説明を終わります。

○堤委員長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、何か御意見・御質問はございませんか。

○事務局

9ページで2か所ほど、今パッと見ただけで誤字がありましたので。9ページの真ん中の表の

上に「判例」と付いてますが、「凡例」。あと、一番下が「評価を統括した」となってますけれども「総括」でしたので、申し訳ありません。ここは、のちほど修正いたしますので。事務局から補足でございました。

○堤委員長

とんでもないです。ありがとうございます。ちゃんと見ているつもりでしたが、ありがたかったです。

9 ページの評価結果の一覧の中で、達成できていないとなっている 2 施策について、順調に進んでいるという評価になっているということですよね。

○事務局

そうですね。

○堤委員長

一部達成できていないが、順調に進んでいるという評価になっているんですが、7 月末時点で、これまで皆さんと一緒に審議してきたんですけども、もう今は 9 月末となりまして、一旦、市長に 10 月お渡しするようになるんですけども、今の現状を分からないままずっと審議を進めてきましたので、こちらの方の進捗をちょっと知りたいなど。

○事務局

達成できていない 2 施策ですが、政策 3 の 3-2 「グリーン・循環型社会の実現」ですね。

○堤委員長

17 ページの 3-2。

○事務局

はい。ここが 1 つと、2 つ目が、25 ページの政策 7 「(仮称) キャリア教育講座の設置」。これらが、達成できていないが順調に進んでいる評価の 2 つです。

まず、17 ページの「グリーン・循環型社会の実現」の方ですが、6 月から 7 月にかけては計画の準備ということで、第 3 次八戸市環境基本計画及び第 2 次八戸市地球温暖化対策実行計画区域施策編についてのパブリックコメントが実施されたところでした。その後、9 月 15 日、先週ですね。八戸市環境審議会から計画案の答申を受けまして、これを踏まえて、今月中に両計画を策定し、公表する予定となっております。

2 つ目の、政策 7 のキャリアの方ですが、こちら 25 ページの方ですね。

○堤委員長

25 ページ、7-4 ですね。

○事務局

こちら、キャリア教育講座の設置なんですけど、キャリアアップセミナーとして 9 月に実施が予定されているとしていたところなんですけど、こちらについては、今月 11 日に八戸地域職業訓練センターでキャリアアップセミナーを実施しており、先着順 30 名で予定していたところ、それを上回る応募があり非常に好評であったと伺っております。以上となりますが、市長 2 年目の評価期間内には達成できていなかった 2 施策についても、公約実現に向けて着実に進んでおります。

○堤委員長

次回の評価でということですね。

○事務局

はい。以上になります。

○堤委員長

これ、実施し終わってたんですね、9月11日に。すごいですよね、応募者が30人上回るって。実際の受講者なんですか、定員30名を上回ってしまう。

○事務局

そうですね。

○堤委員長

ありがとうございます。他に皆様、御意見等はございませんでしょうか。

○堤委員長

まずは、総括評価の方の審議はこれで終わりとさせていただいて。意見書の方、私1つだけ気になるのがあってですね。7ページの「小・中学校教育の充実」のところで、要は表現です、あくまでも。4番のこの、本人や家族が障がいの有無を把握しないまま進級してしまう事例が増えているという現状の中で、実態として特別支援の教員足りてないんじゃないのというお話で、ここ書いてもらっているものなんですけれども、もちろんこれそうなんですけど、これ私ふと思ってですね。「障がいの有無を把握しないまま進級してしまう事例」というふうにはっきり書いてしまうと、なんとなく共生社会に反してるというか、分け隔てをそこでしてしまっているような印象。そういう意図ではなくて、あくまで審議会では、現場の現状として皆さんの中から意見を色々出してもらったことがここにまとめてくれてるのであれなんですけど、その上の3つ目の「個人に合わせた教育を受けるために必要な取組」を提案していくよ、ということも3番目で述べているので、特別教育の必要性とか把握できる環境ということで述べているので、ここなんか、前に委員の皆様から「グレーゾーン」という言葉が、国でも今使ってますけど、そういったグレーゾーンっていうことで確か提言が意見交換されたと記憶しているので、なんかここもうちょっとグレーゾーンで書いた方が。書きぶりをもうちょっと、あまり区分けする必要があるよと勘違いされないためにも、そういう意味ではないので。そういう人たちにももっといい環境で、教員も増やしていかないと大変なんじゃないということ、人員配置の検討が主なので。なんとなく、そこに目が行かないよというかあまり目立たないよというか、そういう表現の方がいいんじゃないかなと思いました。以上でございます。すみません。

○事務局

承知しました。ありがとうございます。

○堤委員長

ということで、皆様もよろしいですか。

○宮腰副委員長

「進級してしまう」という言葉が、多分引っ掛かるんでしょうね。

○堤委員長

そう。分けるって捉える人もいるし。

○宮腰副委員長

してしまうという、しない方がいいのみたいな話。

○堤委員長

しちゃだめというふうに受け止められかねないかな。具体的な提案が出せず、本当に申し訳ないんですけど。

○事務局

私もこの部分は苦手分野でして、あまり良い作文ができてなかったなと思っていましたので。

○堤委員長

いえいえ、とんでもないです。上手くみんなまとめてもらったので、ありがとうございます。これで「総括評価」も終えて、「市長任期2年目の政策公約評価書」のとりまとめについての審議を終わります。これで、意見書（案）と公約評価書（案）の確認が終わりましたので、一度休憩を取ってから、改めて修正内容を確認したいと思います。

それでは、10分後に再開しますので、15時35分までに席にお戻りくださるようよろしくお願いいたします。

《休憩》

○堤委員長

それでは、令和5年度第7次八戸市総合計画意見書（案）と、市長任期2年目政策公約評価書（案）の修正内容について、再度、確認したいと思いますので、事務局から修正内容の報告をお願いします。

○事務局

意見書の方から入ってまいります。修正がございますのが、7ページからになります。政策1「4. 小・中学校教育の充実」に関しては、先ほど御指摘いただきましたとおり、「グレーゾーン」の言葉の定義を改めて見直した上で、少し柔らかい表現になるように修正案を考えたいと思います。ここはお時間頂戴したいなと思いますので、後日メールの方で確認をお願いさせていただきたいと思います。

続きまして、8ページの6、「選挙権が与えられるようになったが」の項目に関して、「市は市でやっている項目があるよ」ということで御指摘をいただきましたので、今から口頭で文案を読み上げたいと思います。後ほど、文面を確認いただく機会がありますので、今はとりあえず聞いてみていただいて。冒頭から申し上げます。「18歳から選挙権が与えられるようになったが、当市の若年の層の投票率は未だ低い状況であることから、市が展開する現状の取組に加え、特に高校生に対し、県と連携とした一層の主権者教育の強化に取り組む必要がある」ということで結ばせていただこうかと思えます。ただ、文字でも見ないとなかなか難しいかなと思いますので、こちらの方も後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、8ページの7、段落2つ目「また、」から始まる所、「大学を期日投票所として開放し」ということで、期日前を追加したいと思います。

続きまして、9ページ。

○堤委員長

その下の2行も。

○事務局

すみません。下の方ですね。「各市立大学等へ期日前投票所を」ということで、2か所追加いたします。

続きまして、9ページの9、水産業振興の項目で、下から2行目。「つくり育てる漁業の確立に向けた検討を着実に」となっておりましたところ、「早急に」ということで改めたいと思います。

あとは、18ページですね。政策6の「II 魅力を広める」の「3. 国際交流の促進」の項目、60の意見に関しまして、人数が増えているわりにちょっと弱まっているというような御指摘でございましたので、こちらの方も文面を読み上げさせていただきます。冒頭から、「ALTの活動について、国際交流協会発足時に比べ、「人数は増えているものの」を追加しまして、「地域との結びつきが弱まっている印象であり、学校の中で完結するのではなく、住んでいる地域の住民と交流することで、地域住民にも国際交流の輪が広がることが期待されることから、市としても「ALTと地域の交流促進に関する」働きかけを行う必要がある」ということで、少し具体化させていただきたいと思います。こちらの方も後ほど、文面を改めて御確認いただきたいと思います。意見書の修正箇所は以上になります。

○事務局

続いて、公約評価書の方なんですけども、A委員からお話しがありました、20ページの5-3になります。方向性としてこう考えておりました、「八戸市内において、全身を一度に癌検査することができるPET検査の機器を導入する必要がある」と今進めようと考えておりますが、念のため市民病院の方にも確認させていただくと共に、実際本当はないのかどうかも併せて、念のため確認させていただきますので、一旦持ち帰らせていただきたいと思います。以上になります。

○堤委員長

ありがとうございます。それでは、事務局は、ただいまの内容を踏まえ、意見書（案）と評価書（案）の修正をお願いいたします。なお、今後、新たな追加・修正事項がありましたら、明日までに事務局へご連絡いただければと思います。

○事務局

今回、持ち帰りの部分が2か所ございますので。それと、今日、御欠席の倉田委員の方にも改めて御意見確認する時間を作りますので、明日までに我々の方から文案を投げさせていただいて、今週いっぱい、22日の金曜日までに何か修正の御意見あれば、今回御指摘いただいた箇所以外の部分構いませんので、後ほど様式の方を送らせていただきますので、そちらで御回答いただければ。

○堤委員長

新たなものでもいいんですか。

○事務局

新たなものでも大丈夫です。我々、事務局の方としては、26日の午前中いっばいで、現状の最終案を固めたいなと思っておりましたので、金曜日という締め切りはできればささずに対応させていただきたいなと思っておりました。25日中に完全な最終版を作成した上で、委員長・副委員長に御確認をいただくような対応を取らせていただきたいと思います。

○堤委員長

わかりました。ありがとうございます。では、そのように進めていただいて、以上で、令和5年度第7次八戸市総合計画意見書（案）と、市長任期2年目政策公約評価書（案）の修正内容の確認を終わります。

【4. その他】

○堤委員長

次に、その他として事務局から何かありましたら、発言をお願いします。

○事務局

それでは、はじめに意見書及び評価書の提出について御説明いたします。まず、1点目ですが、本日、机の上にもお配りしておりましたが、市長に対して意見書と評価書の提出をしていただく日程の方、こちらでお知らせいたします。

本日御確認いただきました意見書と評価書について、最終的な調整は委員長と副委員長に一任をしていただきまして、26日までに最終案を固めさせていただきたいと思いますが、完成した意見書と評価書の市長への提出は、10月2日（月）14時40分から、本館2階秘書課内の市長室で行わせていただきます。本日、出欠連絡票をお席にお配りしておりますので、出欠について御記入いただいた上で、机の置いていただければと思います。なお、当日は、14時30分までに本館2階の秘書課ロビーにお集まりいただきますようお願いいたします。当日に向けた御案内に関しましては、改めてメールで時間・場所等、はっきり記載したものをお送りいたしますので、詳細はそちらを御覧いただければと思います。

また、提出後の市の対応についてでございますが、まず初めに、提出していただいた意見書と評価書の内容を庁内に共有し、各担当課において新規事業の立案や既存事業の見直し等の検討をいたします。10月下旬から11月にかけて、来年度当初予算に向けた検討が進んでいくこととなりますが、この中で各担当課による検討結果を、政策推進課で改めて審査する機会がございますので、そちらを審査をさせていただいて、審査結果を各担当課及び財政課に通知いたします。その後、政策推進課の審査結果を踏まえ、来年度の当初予算編成作業を財政課が行う流れとなっております。来年度の事業への反映状況については、来年度改めて本委員会で御確認いただくことになるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

2点目、意見書・意見書の提出というところで一区切りになりますが、次回の第8回市民委員会の御案内も今日させていただきたいと思っております。日程についてですが、次回は10月23日（月）の14時から、八戸市美術館のスタジオにて、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証」について御審議いただきます。こちらについては1か月程間が空きますので、後ほど開催案内と出欠連絡票、会議資料を送付させていただきます。なお、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の御審議の時間として、第8回・第9回と2回準備を進めておりましたが、進捗状況に応じて、第8回の1回で済むようであれば、第9回もしくは第10回の委員会を無しにする方向で検討しておりました。こちらの方は、進捗と事務局からの御報告内容を踏まえた上で、改めて日程をお知らせしたいと思っておりますので、その点を御承知おきください。

皆様には、意見書と評価書作成について、これまで熱心に御議論いただきまして、大変ありがとうございました。事務局からの説明は以上となります。

○堤委員長

ありがとうございました。それでは、本日取りまとめた意見書と評価書を、10月2日（月）に、熊谷市長に提出することといたします。それでは、以上で議事を終了し、進行を司会の方へお返しします。

【5. 閉会】

○司会

それでは、これもちまして、「第7回八戸市総合計画等推進市民委員会」を終了させていただきます。

きます。本日も長時間にわたりどうもありがとうございました。